

安全衛生方針

豊鋼材工業株式会社（以下、当社）では、労働者の健康保持・増進を図り、労働災害の発生防止などを目的とし安全衛生委員会を各事業拠点において開催しています。安全衛生委員会は、労働者の危険または健康障害を防止するための基本となるべき以下の重要事項について、その管理と啓蒙活動を行います。

1. 適用範囲

本方針は、当社および当社の連結子会社の役職員(契約社員・派遣社員を含む)に適用されます。

2. 職務上の安全

職場の安全に対するリスクを特定し、評価と管理を行います。

3. 緊急時の備え

火災や地震など非常時の場合の状況や起こりうる出来事を特定、調査し、緊急対応策の準備と訓練をします。

4. 労働災害および疾病

労働災害・職業的疾患に関し、予防・管理・追跡・状況把握・報告を行います。発生した労働災害については、その原因を究明し対策を策定した上で対策の実施状況を管理します。

5. 産業衛生

職場において、人体に有毒な毒物・劇物・危険物や化学物質および騒音や悪臭などに接する状況を特定・評価し、関係法令に基づき、適切な管理をします。

6. 身体に負荷のかかる作業

従業員が身体的に負荷のかかる状況におかれていることを特定し、その状況を調査・管理します。

7. 機械の安全対策

製造機器、その他の機械の危険度を評価し、安全対策と適正なメンテナンスを行います。

8. 衛生設備

従業員に衛生的なトイレ設備、飲料水などを提供します。

9. 安全衛生のコミュニケーション

従業員が理解できる言語・図表・写真等により安全衛生に関する教育や情報を提供・掲示します。

10. 安全衛生方針の周知・公表

この安全衛生方針をすべての役員、社員に通知すると共に文書等を以って公表します。

以上

2026年4月1日

豊鋼材工業株式会社
代表取締役社長 平澤 一介